

安 広 第 4 号
令和6年4月1日

サービス事業者

御中

居宅介護支援事業者

安八郡広域連合事務局長
(公 印 省 略)

訪問型・通所型サービス等における単価改正の対応について

平素は、介護保険事業に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

すでに厚生労働省から、総合事業における単価改正について、令和6年4月1日施行の通知が発出されております。

総合事業の請求については、すでに国が定める基準を上限として保険者が単価を設定することになっております。

そのため、当連合は令和6年4月1日以降も訪問型サービスA3型、通所型サービスA7型について単価・加算について変更せず対応させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※地域区分についても、これまでと変わらず「その他」区分です。